

(別紙 1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び中山町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、中山町地方就職支援交付規程に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に中山町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に町内に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から 3 年未満に中山町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から 3 年以上 5 年以内に中山町以外の市区町村に転出した場合：半額